永平寺町再犯防止推進計画

令和6年5月

永平寺町

~ 目次 ~

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の策定方法
- 5 再犯防止への取組みの対象者

第2章 犯罪情勢等について

- 1 全国の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率
- 2 福井県の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率
- 3 福井県及び永平寺町の刑法犯認知状況

第3章 重点課題と取組み

第4章 重点的に実施する取組み

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等

- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等

第5章 計画の推進体制

参考

用語解説

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

令和4年の全国の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合(再犯者率)は 47.9%となっており、再犯防止対策は極めて重要な治安課題となっています。 満期釈放者をはじめ、犯罪をした者等は立ち直りに向けた様々な課題を抱えて おり、刑事手続き終了後も長期間にわたる支援が必要です。

国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「法」という。)が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。これを受け福井県では平成31年3月に「福井県再犯防止推進計画」が策定されました。

そこで、本町においても「永平寺町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等を地域社会から排除・孤立させることなく、再び社会の一員として受け入れることが自然にできる「誰ひとり取り残さない」社会と、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すことを目的として本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 計画期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。 なお、今後の社会情勢の変化や国・県の見直し等を踏まえ、必要に応じて見 直しを行います。

4 計画の策定方法

本計画の策定にあたり、再犯防止施策に関係する次の機関の意見を求め、内容を検討することとします。

- ・福井保護観察所
- ・福井地区保護司会吉田支部
- ・吉田地区更生保護女性会
- ・福井人権擁護委員協議会永平寺町部会
- ・永平寺町商工会
- ・永平寺町社会福祉協議会
- ・日本商運株式会社

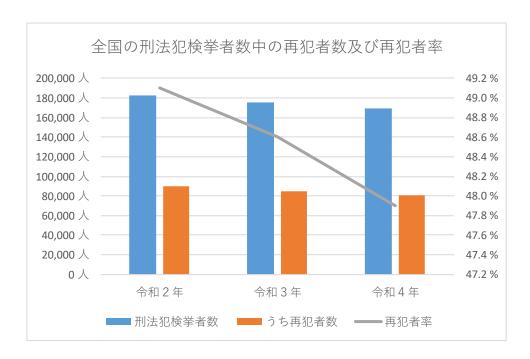
5 再犯防止への取組みの対象者

本計画で定める再犯防止への取組みは、犯罪をした者等を対象とします。 なお、犯罪をした者等とは、法第2条第1項に定める犯罪をした者又は、非 行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者を指します。

第2章 犯罪情勢等について

1 全国の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率(法務省より)

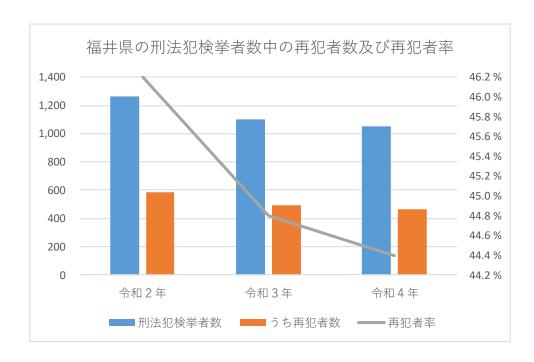
	刑法犯検挙者数		
対象年		うち再犯者数	再犯者率
令和2年	182,582 人	89,667 人	49.1 %
令和3年	175,041 人	85,032 人	48.6 %
令和4年	169,409 人	81,183 人	47.9 %



- ※刑法犯検挙者数とは、凶悪犯や粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の 刑法犯により検挙された者をいう。
- ※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除 く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- ※「再犯者率」は刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

2 福井県の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率(法務省より)

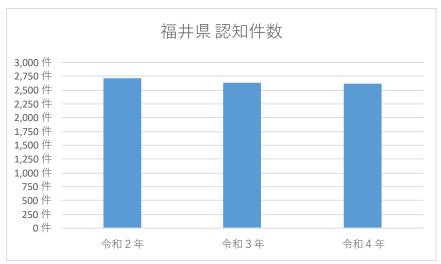
刑法犯検挙者数			
対象年		うち再犯者数	再犯者率
令和2年	1,263 人	583 人	46.2 %
令和3年	1,100 人	493 人	44.8 %
令和4年	1,051 人	467 人	44.4 %

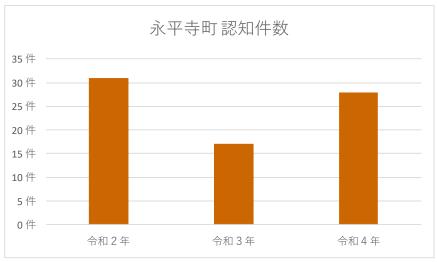


- ・令和2年から令和4年における福井県の刑法犯認知件数及び刑法犯検挙者数は、ともに年々減少傾向にある。
- ・国及び福井県の再犯者数及び再犯者率は、ともに 40%台で推移しており福井県の再犯者率がやや低い傾向にある。
- ・福井県の刑法犯認知件数における永平寺町が占める割合は約1%であり、県内人口(R6年1月743,386人)に占める町人口(R6年1月17,900人)の割合約2.4%と比較すると低い傾向にある。

3 福井県及び永平寺町の刑法犯認知状況(福井県警察ホームページより作成)

	福井県	永平寺町
対象年	認知件数	認知件数
令和 2 年	2,720 件	31 件
令和3年	2,641 件	17 件
令和 4 年	2,626 件	28 件





※「認知件数」は、警察において刑法犯の発生を認知した事件の数をいう。

第3章 重点課題と取組み

1 重点課題と取組み

本町は、法や国の再犯防止推進計画、福井県再犯防止推進計画等を勘案し、 以下の項目を計画の重点課題とし、本計画を推進します。

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進及び社会的包摂の推進等

第4章 重点的に実施する取組み

- ① 就労・住居の確保等
- 1 現状と課題

刑務所を満期出所した者のうち約 40%が適当な住居を確保できないまま出所しており、住居を確保できた者との比較で再犯への期間が短いことが明らかとなっています。令和5年の県内状況でも、福井刑務所の釈放者 134 人のうち、満期出所者が 18 人であり、そのうち、帰住先のなかった者が8 人と約 44%の割合でした。また、釈放者の中で更生保護施設に出所した者は 38 人いますが、更生保護施設はあくまで一時的な居場所であり、退所後には、地域における生活基盤の確保が必要となります。

また、刑務所から仮釈放中の場合には、保護観察所による社会復帰のための 指導・助言がありますが、検察において起訴猶予となった者等に対しては支援 体制が十分ではありません。

以上から、生活の安定のための就労と・住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

2 町の取組み

(1) 就労の確保

No.	取組み	内容	担当課
1	就労に向けた相	勤労意欲のある刑務所出所者等に	総務課
	談・支援	対し、福井地区協力雇用主会や福	福祉保健課
		井公共職業安定所等を通じた就労	
		支援、福井県と連携してふくいジ	
		ョブステーション等を通じた就労	
		支援を行います。	
2	生活困窮者自立	生活困窮者自立支援制度を活用	福祉保健課
	支援事業	し、生活の安定を図ります。	

(2) 住居の確保

No.	取組み	内容	担当課
1	住宅確保のため	町営住宅の空き室情報を発信しま	建設課
	の支援	す。	
2	生活困窮者住宅	生活困窮者住宅確保給付金制度を	福祉保健課
	確保給付金の活	活用し、住居の確保を図ります。	
	用		

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

1 現状と課題

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者についても、再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかになっています。令和3年の全国における出所後2年以内の再入率は14.1%ですが、同年の65歳以上の出所後2年以内の再入率は19.7%であり、全体と比較して約1.4倍高くなっています。また、障害者の割合も、令和3年福井刑務所収容者280人のうち、知的障害を有する者が1%、精神障害を有する者が16.4%、身体障害を有するは1.4%と一定の割合占めており、令和5年では、知的障害を有する者が2.2%、精神障害を有する者が15.4%、身体障害を有する者は2.2%となっています。

また、近年、高止まりしている覚醒剤取締法違反等に代表される薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に薬物依存症の患者でもある可能性が高く、再 犯防止とともに薬物依存症からの回復にも努めなければなりません。 自治体の提供する保健医療・福祉サービスは、犯罪歴を問わず提供されるものですので、社会的包摂につながる支援が必要となります。

2 町の取組み

(1) 高齢者や障がいがある者への支援

No.	取組み	内容	担当課
1	高齢者福祉の推 進	地域で安心して暮らしていけるように、地域包括支援センターと協力して、介護や健康等様々な面から高齢者やその家族を支援しま	福祉保健課
2	障がい者福祉の 推進	す。 障がいに関する相談支援体制等を 充実させ、町内で活動している障 がい者関係団体や相談支援事業所 などを通じ、障がいのある者の就 労支援や社会参加を支援します。	福祉保健課

(2)薬物依存者への支援

No.	取組み	内容	担当課
1	薬物乱用防止に	福井地区保護司会吉田支部の協力	総務課
	関する啓発	を得て、町内中学校への出前講座	福祉保健課
		を行うなどして薬物乱用防止につ	保健センター
		いて早期からの啓発活動を行い、	
		また、パンフレットやリーフレッ	
		トによる啓発活動も行いながら、	
		薬物乱用防止に関する町民の理解	
		を図ります。	
2	薬物依存症者や	薬物依存症者等に関する相談を受	福祉保健課
	その家族等に対	け、関係機関と連携しながら治療	保健センター
	する相談への対	可能な医療機関や民間の立ち直り	
	応	施設等につなぎます。	

③ 学校等と連携した修学支援の実施等

1 現状と課題

我が国の高等学校進学率は98%を超え、社会において就職して自立した生活を送る上で高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情がある一方で、少年院入院者の約80%及び入所受刑者の約60%は中学校が最終学歴となっています。また、少年院を出る前に進学・復学を希望するも進学・復学先が決まらないまま出院してしまう者が多いといった課題もあります。県内状況としては令和5年福井刑務所収容者271人のうち、最終学歴が中学校卒業までの者は107人と全体の約4割を占めており、そのうち、同年の高校卒業程度認定試験を受験した者は2名、合格者は1名となっています。

非行が修学・復学を妨げる要因となるとの指摘もあることから、小中学校における非行の未然防止に向けた取組みや非行に至った児童生徒のための支援等が必要となります。

2 町の取組み

(1) 児童生徒の非行の未然防止等

No.	取組み	内容	担当課
1	地域ネットワー	福井地区保護司会吉田支部や吉田地	総務課
	クを生かした非	区更生保護女性会との連携を強化	学校教育課
	行防止	し、吉田地区更生保護女性会による	子育て支援課
		町内幼児園への人形劇、絵本の読み	
		聞かせ、福井地区保護司会吉田支部	
		による小中学校への再犯防止教室、	
		薬物乱用防止等や街頭啓発で非行防	
		止の取組みの充実を図ります。	
2	非行少年や不良	非行少年等の再非行の防止や立ち直	総務課
	行為少年等に関	りに向け、福井地区保護司会吉田支	学校教育課
	する相談への対	部、福井保護観察所や児童相談所な	子育て支援課
	応	ど関係機関につなぎます。	
3	人権教育	福井人権擁護委員協議会永平寺町部	総務課
		会を中心に、毎年、町内の小中学校等	学校教育課
		と協力し、児童生徒等を対象とした	子育て支援課
		人権啓発活動(人権の花運動、人権力	
		ルタ、人権教室)を実施します。	

4	学び直しを望む	学び直しを望む出所者等に対し、必	総務課
	出所者等に対す	要な情報を提供し、福井社会復帰支	
	る修学支援	援ネットワーク協議会など関係機関	
		につなぎます。	

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

1 現状と課題

再犯防止のための指導等を効果的に行うためにも、犯罪や非行の内容はもとより対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身及び家庭状況等の特性を細部にわたり把握することで、犯罪をした者等にとって一貫性のある適切な指導となることが重要です。

可塑性に富む若年者、非虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性などそれ ぞれの特性に応じて各所属が連携し、教育的な働きかけや社会復帰が実現する よう支援体制を整えることが課題です。

2 町の取組み

(1) 非行少年や犯罪をした者等に対する支援

No.	取組み	内容	担当課
1	非行少年や犯罪	非行少年や犯罪をした者等の	総務課
	をした者等に関	再非行の防止・再犯防止のた	学校教育課
	する相談への対	めの効果的な指導を行うた	子育て支援課
	応	め、福井地区保護司会吉田支	
		部、吉田地区更生保護女性	
		会、地域拠点ネットワーク福	
		井、福井保護観察所及び児童	
		相談所など関係機関につなぎ	
		ます。	

(2) 女性の抱える困難に応じた支援等

No.	取組み	内容	担当課
1	DV等に関する	DV等に関する相談につい	生涯学習課他
	相談への対応	て、県児童・女性相談所など	
		関係機関につなぎます。	

(3) 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等

No.	取組み	内容	担当課
1	支え合いのネッ	障がいのある者を地域で見守	福祉保健課
	トワークづくり	り、支え合うため、町内関係	保健センター
		団体によるネットワークづく	
		りを促進します。	

⑤ 民間協力者の活動の促進及び社会的包摂の推進等

1 現状と課題

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために は、地域社会における息の長い支援が形作られる必要があります。

福井保護観察所や福井刑務所といった国機関や福井県警察署等の県機関のほか、民間の団体である福井地区保護司会吉田支部や吉田地区更生保護女性会等と連携して様々な取組みを進めることが重要なのは言うまでもありませんが、保護司の高齢化やコロナ禍を機に地域社会の人間関係が希薄になりつつあることなど、民間ボランティアが活動しにくい社会情勢を踏まえ、いかに息の長い支援を形成していくかが課題であり、永平寺町における支援連携の強化や相談できる場所の充実等、社会的包摂の推進が必要となります。

2 町の取組み

(1) 民間ボランティアの確保

No.	取組み	内容	担当課
1	更生保護活動	福井地区保護司会吉田支部や吉田	総務課
	の広報及び周	地区更生保護女性会の協力を得な	
	知	がら、更生保護活動の広報及び周	
		知に取り組みます。	

(2) 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

No.	取組み	内容	担当課
1	保護司会や更	更生保護に携わる保護司会や更生	総務課
	生保護女性会	保護女性会などの活動を支援する	
	等への支援	とともに、更生保護活動など事業	
		に対する補助金の交付や、更生保	

	護活動の広報及び周知に取り組み	
	ます。	

(3) 民間ボランティアによる町内活動について

No.	取組み	内容	担当課
1	福井地区保護	刑を終えて出所した人(保護観察	総務課
	司会吉田支部	者)等からの就労、住居、福祉サ	
	による永平寺	ービス等についての相談等につい	
	分室相談所の	て受け入れます。	
	開設		
2	「社会を明る	「社会を明るくする運動」は犯罪	総務課
	くする運動」	や非行の防止と犯罪をした人等の	
	の周知・啓発	更生について理解を深め、それぞ	
		れの立場において力を合わせ、犯	
		罪や非行のない安全・安心な地域	
		社会を築こうとする全国的な運動	
		です。毎年7月の全国強調月間を	
		中心に、保護観察所や福井地区保	
		護司会吉田支部が中心となって活	
		動に対する町民の理解促進を図り	
		ます。	

(4) 息の長い支援の形成

No.	取組み	内容	担当課
1	永平寺町再犯	永平寺町において、永平寺町再犯	総務課
	防止推進計画	防止推進計画の広報及び周知に取	
	の広報及び周	り組み、町内関係団体等の協力を	
	知	得ながら「誰ひとり取り残さな	
		い」社会と、安全で安心して暮ら	
		せるまちづくりの実現を目指しま	
		す。	

第5章 計画の推進体制

本計画を推進するため、関係各課が、事業の実施に係る連携や調整を図ります。また、国、県、地域の関係機関や団体、その他関係者との連携・協働による取組みを総合的に推進します。

※用語解説

か行			
刑法犯	刑法、暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰		
#1124 V= 1	法などの法律に規定される犯罪		
刑法犯検挙者数	凶悪犯や粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法		
	犯により検挙された者をいう。		
検挙	検察官・司法警察職員などが認知した犯罪行為について被		
	疑者を取り調べること。		
更生保護	犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会		
	の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し改善更生す		
	ることを助けることにより、安心安全な地域社会をつくる		
	ことを目指す活動。		
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行う		
	とともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非		
	行のある少年の改善更生に協力することを目的としたボラ		
	ンティア団体。		
	プライラ 日本。		
文工 木	りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいると		
	ころでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直		
	ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿		
	泊場所や食事を提供する民間の施設		
さ行			
再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を		
	除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者		
	をいう。		
再入率	刑事施設を出所した者が、出所年を含めて2年以内に再入		
	所した割合		
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目		
	的としない民間組織		
	トック の ない かいけいけいかい		

社会的包摂 生活困窮者自立 支援事業	社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)とは、社会的に弱い立場にある人々をも含め住民ひとりひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方のことをいう。 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある方に対し、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としている。
生活困窮者住宅 確保給付金	離職等で住宅を失った、または失うおそれの高い方に、一 定期間家賃相当額を支給する給付金
た行	
地域拠点ネット ワーク福井	福井市及び永平寺町において、刑期を終えて出所した人や 保護観察期間が終了した人等の社会復帰を支援し、継続的 な「息の長い支援」を確保するため、令和5年4月13日 に設立された地域支援ネットワーク。福井市及び永平寺町 の更生保護関係団体、地方公共団体、地域関係機関の13 機関により運営している。
 な行	
認知件数	警察において刑法犯の発生を認知した事件の数をいう。
は行	
福井社会復帰支援ネットワーク協議会	保護観察対象者(仮釈放者等)及び更生緊急保護対象者 (満期釈放者等)並びにこれらの期間を経過した者等の社 会復帰支援を一層円滑に進めることを目的として、平素か らの情報共有と、一人一人に応じた具体的な支援の実現に 向けた連携・協議を行うため、平成29年11月13日に設 立された協議会。福井県をその事業を行う地域とし、令和 5年4月25日現在、更生保護関係団体、地方公共団体、 地域関係機関の18機関により運営している。
保護司	犯罪をした人等の立ち直りを地域で支える民間ボランティアであり、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員
保護観察所	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うことを目的とする法務省直轄の機関
保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行う もの

※参考

○再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十四日)

(法律第百四号)

改正 令和 四年 五月二五日法律第五二号

再犯の防止等の推進に関する法律をここに公布する。

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策

第一節 国の施策(第十一条—第二十三条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規 定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個 人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再 犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施 されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係 機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、 再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県 又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は 税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設 内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は 非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家 庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)

の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用 の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために 必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努める ものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯 の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公 共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければ ならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日 (政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。